

第7回湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会 議事録要旨

1. 日時 令和8年7月1日 10:00～11:50

2. 会場 湖南省役所西庁舎 3階大会議室

3. 出席者

〔委員〕 佐藤会長、田中健一委員、中島委員、八杉委員、園部委員、田中秀明委員、
楠田委員

〔オブザーバー〕 滋賀県文化財保護課 北村参事

〔事務局〕 法山教育長、永坂部長、藤木次長、堤課長補佐、守武主任主事

〔業務受注者〕 株式会社イビソク関西支店

4. 欠席者

〔委員〕 青柳副会長、藤支委員、佐々木委員、西村委員

5. 傍聴者

なし

6. 次第

- 1 パブリックコメントの報告
- 2 文化庁の指摘に対する回答と本文修正の対応について
- 3 湖南省文化財保存活用地域計画素案 修正報告
- 4 今後のスケジュールについて

7. 議事要旨

◆第6回湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会の結果

A委員：地域計画p. 77にある周知の埋蔵文化財包蔵地の一覧表だが、他のページと比べて文字が詰まった印象を受けるため、2段組みにするなどして他と体裁を整えてほしい。

B委員：地域計画p. 36にお田植え踊りの写真がある。本文にお田植え踊りの説明がないため、どこで行われているものか分からない。そのため、写真のキャプションを「日枝神社のお田植え踊り」とした方が分かりやすいと思う。ただし、表記の仕方は他のページのもの合わせた方がよい。

事務局：どこで行われているお田植え踊りか分かるよう、写真のキャプションを修正する。

◆1 パブリックコメントの報告

C委員：地域計画p. 9にある図5に荒川と思川が掲載されていないが、何か理由があるのか。

事務局：本文に記載している川を図5に掲載している。荒川と思川を図5に掲載するのであれば、本文にも記載する。

A委員：本文で荒川と思川について記載していないのか。

事務局：現状は記載していない。

C委員：地域の方が地域計画を見られたときに、なぜ荒川と思川が掲載されていないのかと疑問を持たれるかもしれない。荒川は大沙川と横田山の間にあり、妙感寺流れにも関係する。

A委員：妙感寺流れは本文に記載されているため、荒川は追加した方がよい。

C委員：思川も主要な川だと思う。

事務局：思川も掲載する方向で検討する。

A委員：菩提寺地域の方からの強い思いがパブリックコメントの意見として表れているが、すべてを反映することはできない。今回提示された事務局対応で良いと思う。

B委員：資料4 p. 7にある番号5の件は私も気になっている。八王子神社にある解説板に「国指定文化財」と表記してあるが、紛らわしいため「重要美術品」と表記した方が良いと思う。重要美術品の数は少ないが、文化庁で整理している動きは見える。湖南省も重要美術品に対する考え方を明確に示すべきではないか。また、石造燈籠の場所は分かりづらく、見れずに帰る人もいると思うため、案内表示をする必要がある。市内には他に重要美術品が1件あると思うため、併せて検討してほしい。

A委員：「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」や「史蹟名勝天然紀念物保存法」などの旧法に基づいて指定された文化財は、昭和25年に文化財保護法が成立した際に、この法に基づいて改めて指定されたり、指定から外されたり、そのまま旧法に基づいた指定のままとなったりした。ちなみに、重要美術品は現行の文化財保護法ではどのような位置付けになっているのか。

D委員：重要美術品は、昭和初期に古美術品が海外に流出する危機があることから定められた「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき認定されるものである。緊急に認定作業を行う必要があったため、文化財としての価値付けを行っていないものもある。そのため、「国宝保存法」に基づき指定された旧国宝とは事情が異なる。現状「認定されている物件については、同法は当分の間、なおその効力を有する」とされており、特に輸出においてその効力を発揮する。輸出監査時に重要美術品であれば、新たに指定文化財とすることを検討するのか、輸出することはやむをえないとするのかといった判断が行われる。現状、重要美術品は文化財保護法に基づいた指定文化財ではないため、未指定文化財にせざるをえないが、重要美術品であることに意味があるため、未指定文化財一覧等の備考等に重要美術品であることを示すと良いと思う。なお、重要美術品には、文化財保護法に基づいて指定された場合、所有者変更や所在変更に伴う届出の義務が発生することから、所在確認を含めた整理が必要になるという課題がある。そのことも踏まえると、地域計画内で重要美術品であることを示す必要はあると思う。

A委員：重要美術品が他の未指定文化財よりも重要なものだとするのであれば、地域計画 p. 78以降にある未指定文化財の一覧表に重要美術品であることを加筆してはどうか。

事務局：現状、指定文化財としては掲載できないため、地域計画 p. 78以降にある未指定文化財の一覧表の備考等で重要美術品であることを示せるように検討したい。

A委員：地域計画は、現行の文化財保護法に基づいて作成することが基本となるため、その基本は守りつつ、重要美術品であることを示していただきたく思う。

E委員：菩提寺地域にある八王子神社や歴史の小径の解説板は旧甲西町が建てたものであるため、版面が劣化し文字が消えかけている。また、解説内容も事実誤認などが見られる。解説板を更新しないと、一般の人にはどのような文化財なのか分からないだろう。まちづくり協議会が設置した看板は協議会で更新しているが、旧甲西町が設置した看板は湖南省で更新していただきたい。

事務局：解説板の更新については、地域計画 p. 61 に事業番号 24 として指定等文化財説明看板整備事業を挙げている。

A 委員：指定等文化財という文言にどこまでの文化財を含めるのかというところで、重要美術品の地域計画での取扱いも検討いただきたい。

◆ 2 文化庁の指摘に対する回答と本文修正の対応について

滋賀県：8 月末に文化庁に地域計画素案を提出した後は市の都合で修正できなくなるため、今のうちに細部まで確認いただきたい。

D 委員：地域計画 p. 18 の 2～3 行目の文章について、3 つの話を 1 文にまとめているため文意が伝わりにくくなっている。今回修正いただいた文章で文意が伝わるようになったが、「古代東海道が通った後」という表現に違和感を覚える。例えば、「～古代東海道が通った後」で文章を切ることで交通の要衝としての意味を説明し、「その後、一時官道としての役割を終えましたが～」とした方が文意は伝わりやすいのではないか。

F 委員：地域計画 p. 13 にある図版は三代目歌川広重が描いた明治時代の浮世絵である。そのため、初代歌川広重の描いた「五十三次名所図会」もしくは行書版の「東海道五十三次」の方が本文に合うと思う。

A 委員：F 委員からご提案いただいた図版に変更することは可能か。

事務局：湖南省で所蔵しているか、一度確認する。

A 委員：資料 5－2 にある歴史文化の特性「②街道と交流 一石部宿と街道が織りなす歴史と文化」の件について、総体としての「歴史文化」という捉え方の中で②をまとめるのか、それとも構成要素としての「歴史と文化」という捉え方の中で②をまとめるかの違いかと思う。ご意見等いかがか。

D 委員：資料 5－2 の参考にあるとおり、「歴史文化」という言葉は地域全体のコンテキストとして定義されているため、第 3 章全体に対して使うべき言葉で良いと思う。文化庁からのご意見は、変更してほしいのではなく、念のため確認してほしいというニュアンスだと思うため、案 2 の対応で良いと思う。

A 委員：資料 5－2 の件については、案 2 の対応で良いか。

F 委員：第 3 章は「湖南省の歴史文化の特性」をまとめる章であり、歴史文化を構成するものとして 4 つの柱を挙げているため、それぞれの要素を表すために「歴史と文化」と記載した方が良いと思う。ただし、②だけ「と」が続くことは気になる。

A 委員：「と」を「・」に変更すると印象が変わる。このままで良いと思う。資料 5－2 の件については、案 2 の対応で進めていただきたい。

事務局：では、歴史文化の特性「②街道と交流 一石部宿と街道が織りなす歴史と文化」は修正なしとさせていただきます。

◆ 3 湖南省文化財保存活用地域計画素案 修正報告

A 委員：資料 6 の 19 番について、「有史」は文字資料が残る時代だとすると、縄文・弥生時代は「原始」になるのではないかと思ったため、今回事務局に修正いただいた。他に「先史」という言葉もあり、「先史」と「原始」に分けることも考えたが、今回は「原始」と「古

代」、「中世」に分けることにした。この点についてご意見等いかがか。

滋賀県：最近、「原始」という言葉はあまり使わない。しかし、「古代」の項目の記載は大宝律令の成立から始めているため、国家の成立の有無で分けるのであれば、違和感はないと思う。

A委員：同じ19番について、「近江大津（現大津市錦織）に都が移されましたが」とあるが、大津宮が都城の形態をとっていたかということも含めて、この表現で良いのか。「都」の意味は「王がいる場所」で、宮だけではなく、居住地もある場合に使用する言葉である。世界文化遺産に登録された「飛鳥・藤原の宮都」に「宮都」という言葉が使用されているため、「都」という言葉を使用しても間違いはないかと思うが、大津宮がどのようなものだったのか調べてみて、判断をさせていただきたい。

資料6の36番について、今回、地域計画p.48に「埋蔵文化財の保存のための調査も不十分です。」を追記した。指定を受けていない遺跡で「保存のための調査」という文言を追加することについて、ご意見等いかがか。

滋賀県：指定を目指すための調査は「保存目的の調査」、そうではない調査は「保護目的の調査」というイメージがある。文化庁もそのように使い分けていると思う。

A委員：そうであれば、「保存のための調査」とさせていただいて良いか。

滋賀県：埋蔵文化財を把握するためであれば、「保護目的の調査」になるのではないか。

A委員：埋蔵文化財の範囲確認のための調査ではなく、史跡指定を目指すための調査という意味で、「保存のための調査」という文言を使用している。

滋賀県：そのような考え方であれば、「保存のための調査」で良い。ただし、現状の文章からは史跡指定を目指すことを読み取れない。

A委員：湖南市では史跡の指定数が少ないため、史跡指定を念頭に置いて、保存を目的とした調査が必要なのではないかと思った。そのため、「史跡指定を念頭に置いた、保存を目的とした調査」とした方が良いか。

D委員：地域計画p.49の課題の5つ目に「同時に、史跡指定を視野に置いた保存目的の発掘調査を行うことも必要です。」とあるため、この文言を使用してはどうか。

A委員：では、地域計画p.49の課題の5つ目にある「同時に、史跡指定を視野に置いた保存目的の発掘調査を行うことも必要です。」という文言の後ろを「不十分です」に置き換えて、p.45の28行目に使用することでどうか。

滋賀県：そのような形で修正いただければ良い。

D委員：資料6の2番について、修正いただいた文章で文意は伝わりやすくなったが、「湖南三山をはじめとした」とすると、どの言葉にかかるのかよく分からない。「湖南三山をはじめ」とした方が、湖南市では特に湖南三山に文化財が残っているという意味に捉えることができ、良いと思う。

A委員：「湖南三山をはじめとして国宝の建造物や～」という修正で良いか。

D委員：そのように修正いただいて良い。

滋賀県：当分の間、重要美術品を地方指定にしていく動きがあると、県の美術工芸品の担当から聞いた。そのため、湖南市として重要美術品をどのように取り扱っていきたいのかを記載してはどうか。

事務局：湖南市として重要美術品をどのように取り扱っていきのかは今後考えさせていただく。

ただし、例えば重要美術品を市の指定としたときに、市民がどのように思われるのが気になる。重要美術品は全体数が多いが、いずれは文化庁に国指定として整理してもらえるのではないかと考えている。なお、重要美術品を地方指定にしていくという文化庁からの通知は見たことがなく、そのような動きがあることも知らなかった。

D委員：文化財指定等を促進するという事業は今回の地域計画で挙げられており、そのための調査を進めることも記載されている。地域計画 p. 78 以降にある未指定文化財の一覧表に「重要美術品」という言葉があれば、指定の検討対象としての優先順位は上げられると思う。必ずしも重要美術品を地方指定にしなければならないという国の方針はないと思うし、国指定にするという方針もないため、地域計画 p. 78 以降にある未指定文化財の一覧表で重要美術品であることを示せば十分だと思う。

A委員：旧法で指定された文化財を文化財保護法に基づいて指定し直すには、本質的価値を整理するための調査から始めないといけない。旧法で指定された文化財の本質的価値が分からないのに、文化財保護法に基づいて指定していかなければならないという難しさがある。重要美術品に対する文化庁の方針は出ていないため、現状何か方針等に基づいて議論することは、根拠がなく難しい。ただし、協議会の方向性として、特別な価値を付けられている重要美術品だということを、地域計画 p. 78 以降にある未指定文化財の一覧表で示すということに留めておきたい。

D委員：地域計画 p. 51 の 2－4 について、特に盗難について、盗難後すぐに情報が周知される体制を整えることが必要だと思うため、そのことが確実に実行されるような文言を方針に入れた方がよい。現状、防火・防犯の設備についての記載はあるが、万が一のことがあった後の動きについて、啓発的な対策を行うことを文言として加えていただきたい。

A委員：防犯に対する対策の方針に、連絡体制の構築を入れた方がよいのか。

事務局：地域計画 p. 66 の「2. 防災・防犯の体制」に「平常時から文化財の異変の有無や想定される危機などの情報を所有者や管理者と共有し、災害や犯罪への対応体制を整えます。加えて、災害発生時や盗難・破損などの被害があった際に迅速に連絡・対応できる体制を確立します。」と記載している。

A委員：この文章に対する方針を、地域計画 p. 51 の 2－4 の方針に記載するということか。

D委員：地域計画 p. 51 の 2－4 の方針の 1 つ目は、事前の体制を整えるという内容である。災害発生時の体制に関する方針は記載されているため、同じような文章を、方針の 1 つ目に加えていただくだけでよい。

A委員：では、地域計画 p. 51 の 2－4 の方針の 1 つ目に、「盗難等犯罪被害時に対する対応体制を整えます。」という文言を追加するということでよいのか。

事務局：地域計画 p. 51 の 2－4 の方針に p. 66 の内容がうまく反映できるよう検討する。

A委員：地域計画全体でルビの振り方に統一性がないため、事務局で確認いただきたい。

C委員：地域計画 p. 41 の 15 行目に「大砂川補助通常砂防工事」とある。「大砂川」の「砂」はこの字で合っているのか。

事務局：報告書名をそのまま使用している。

F委員：地域計画 p. 91 以降にある参考文献一覧でも「砂」を使用しているため、問題ないと思う。

A委員：委員の皆様には地域計画の最終チェックをしていただき、重要な指摘は優先して事務局にご連絡いただきたい。7月27日に文化財保護審議会を行うため、来週の前半までをお願いしたい。

◆4 今後のスケジュールについて

A委員：第8回協議会では報告のみで議論は行わないという認識で良いか。

事務局：関係省庁の協議段階に入ると、市町村側の都合で地域計画の内容を変更できないことになっている。

滋賀県：8月末に地域計画素案を提出するまでは修正できるが、それ以降は市町村側の都合ではできない。それまでに委員の皆様には細かいところまで確認いただきたい。県・市も組織替えがあったが、文化庁も組織替えで担当課の名称が変わっているため、確認いただきたい。

事務局：地域計画素案について気づいた点があれば事務局へ連絡いただきたい。次回協議会の日程は後日調整させていただく。